
本書の刊行に寄せて

ワクワクさせる本である。生活困窮者自立支援制度の立案に関わった私はもちろんのこと、この制度の本質を知りたいと思っている人は、こんな本が欲しかったのではなかろうか。

生活困窮者自立支援制度が、並みの制度ではないことは、この本の著者陣が最もよく理解している。文中に何度も出てくる記述が、「生活困窮者自立支援法には、詳しいことは規定されていない」である。まさにそのとおり。この法律は大きな枠組みだけを決め、具体的な手法は現場に任せている。法律全体がたった23条である。私は、2016年6月に退官したが、在職中に多くの立法に関わった。その中で、自分自身としては、「最も発展性がある制度」であると思っている。

他に深く関わった法律として、介護保険法がある。この法律は215条にも及ぶし、それ以外にも、辞書ぐらいの厚さになる基準や介護報酬といった膨大な定めがある。私は、介護の現場は本当に頑張っていると思うが、最近、こんな光景をよく見聞きする。現場スタッフが、困っている利用者のために何とかしようと考え、介護保険法の規定が適用されるよう、一生懸命、自治体の担当者かけあう。担当者もその熱意に応えようと、いろいろな書類を必死に読み込み、検討する。しかし、最後にその担当者が言う。「やっぱり、法令上は読めませんね。私はいい提案だと思うのですが、無理ですね。」

こんなことでいいのかなと、私は違和感をもつのである。本来は、「現場の事例を法令にあてはめる」のでなくて、「法令の方が現場に近づいていく」べきではないかと。「そんな曖昧な運用では、行政は執行できない」という反論がすぐ出そうである。その指摘は、決して間違いではない。とくに給付行政で

ある介護保険制度では、そうなのかも知れない（それにしても、箸の上げ下ろしまで規制しなくてもいいと思うが）。

しかし、私は、少なくとも生活困窮者自立支援制度は、そうあってはならないし、そうあって欲しくないと思っている。考えてもみてほしい。生活困窮者は、いろいろな制度の要件に当てはまらず、「制度の狭間」に落ち込んでしまっている人たちなのである。この人たちを、「規定にあてはまらない」と言って、また排除することでもいいのか。そんなはずはない。縦割りでない総合的な支援、包括的で伴走型の支援とは、いろいろな人たちを広く受け止めることから、すべてが始まるのである。だからこそ、この制度は、制度の方が現場の事例に近づいていく以外にないのである。その点で、この制度は、現場の人たちの考えを最大限許容しようとしている、と言ってよい。

とは言っても、もちろん、身勝手に運用していい訳ではない。私が最も理想として描いているのは、この制度の担当者や生活困窮者の問題に関心をもつ人たちが、オープンかつフラットな場で、「これはこう運用した方が、利用者のためになる」、「いや、この問題を解決するためには、制度はこう利用した方がいい」、「もっと別の角度で考えたらどうか」など、侃々諤々議論をして、その中で現時点で、よいと思われる結論を見出して、それで運用することである。それも結論は複数あってよい。今は不都合があっても、将来は正しいことも、ままたあるからである。

だからこそ、この本はワクワクするのである。著者たちは、相談支援や就労支援、子どもの貧困問題、住まい、精神障害者福祉などの専門家である。だが、法律の解釈など念頭にない。自分自身の経験と頭脳と感性によって、この制度はこうあるべきだ、と自説を読者に問いかけているのである。この本を読んだ人には、是非この問いかけに対して、自分なりの答えを考えてほしいと思う。そうすることによって、この本が踏み台となって、生活困窮者自立支援制度はもっともっと、よい制度に発展していくからである。

そうなると、最後に、私も自分自身の考えを書かないといけなくなる。私は、この制度は、現在の日本、いや世界が突きつけられている最も深刻な課題、すなわち「孤立と分断」に対する一つの打開策である、と考えている。そ

の点で言えば、福祉も地域も経済も、いや、社会に関わるすべての政策が進むべき方向を示しているし、そういう風に、この制度を最大限活用してほしいと願っているのである。

2017年2月

山崎 史郎